

要 望 書

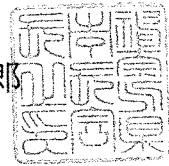
神 奈 川 県 市 長 会



令和4年9月6日

内閣官房長官 松野 博一 様

神奈川県市長会
会長 本村 賢太郎



消費税インボイス制度とシルバー人材センターの運営に関する要望

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高年齢者雇用安定法」という。)に基づき設立されたシルバー人材センターは、地域社会で就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実、健康の増進、地域社会の活性化等に貢献しており、自治体の高齢者施策等の一翼を担っている。

消費税における適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)が令和5年10月に導入予定であるが、これによりシルバー人材センターでは、小規模事業者である同センターの会員が納税を免除される消費税の部分の課税仕入れ等に係る消費税額として控除できなくなる。

その結果、シルバー人材センターは従前より多くの消費税を納付しなければならなくなるが、この新たな税負担の財源を確保することが極めて困難である。

また、会員の多くは「生きがい就労」によりシルバー人材センターから配分金等を得ているが、仮にそこから消費税相当額を差し引かれるならば、収入の減少により会員の退会につながりかねず、シルバー人材センターの事業運営に支障が生ずる懸念がある。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、シルバー人材センターに対して形式的にインボイス制度を適用することは、同センターの運営に多大な影響を与えるだけでなく、これを支えている会員のやる気、生きがいを削ぎ、引いては地域社会の活力低下をもたらすものである。

本来であれば、高年齢者雇用安定法で定められているシルバー人材センターの業務を、高年齢者の臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を前提としていることから今後の社会にふさわしいものへと見直すこと、並びに、免税事業者や課税の仕組みなどの消費税の取扱い全体の中での議論が必要と考えるが、インボイス制度の導入が差し迫っていることから、当面のシルバー人材センターの事業運営に支障を及ぼさぬよう、次の事項について強く要望する。

- 1 シルバー人材センターに対し消費税のインボイス制度を適用せず、従前どおり課税仕入れ等に係る消費税額の控除を認めること。
- 2 1の措置が困難な場合は、シルバー人材センターの安定的な運営を可能とする必要な財源措置を講ずること。